

議案第 34 号

愛西市障害者自立支援条例及び愛西市障害者就労支援施設の
設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市障害者自立支援条例（平成 18 年愛西市条例第 5 号）及び愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例（平成 22 年愛西市条例第 11 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 24 年 6 月 1 日提出

愛西市長 八 木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成 22 年 12 月 10 日法律第 71 号）による障害者自立支援法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第20号

愛西市障害者自立支援条例及び愛西市障害者就労支援施設の
設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(愛西市障害者自立支援条例の一部改正)

第1条 愛西市障害者自立支援条例（平成18年愛西市条例第5号）の一部
を次のように改正する。

第5条第2項中「又は法第25条第2項」を「、第25条第2項、第
51条の9第2項又は第51条の10第2項」に改める。

(愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例（平成22
年愛西市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。